

# 春日井市地域公共交通会議の位置づけについて

## 地域公共交通会議

## 法定協議会

| 法令根拠       |                      |
|------------|----------------------|
| 道路運送法      | 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 |
| 春日井市での位置づけ |                      |
| あり         | なし（議論したことがない）        |

|  |  |
|--|--|
| 目的   | 生活交通のあり方を審議<br>地域の交通計画を策定(任意)                                |
| <協議が調った場合><br>・コミュニティバス、乗合タクシーの許認可等に関する特例の適用を受けることができる |  |
| 対象モード  | バス・タクシー  |
| 参加メンバー   | 市町村、県、運輸局、交通事業者、交通事業者の運転者組織、住民利用者代表、道路管理者、交通管理者、主催者が必要と判断する者 |
| 参加是非   | 応諾義務なし   |
| 協議結果   | 法律上規定なし  |
| 事業実施   | 行えない   |

|  |  |
|--|--|
| 目的   | 地域公共交通総合連携計画(連携計画)の策定<br>計画実施の主体となる                    |
| <協議が調った場合><br>・連携計画の策定、同計画実施への許認可手続きの簡素化、地方債起債等の特例措置 |  |
| 対象モード  | 鉄軌道、バス、タクシー、旅客船等                                       |
| 参加メンバー   | ※3<br>市町村、県、運輸局、交通事業者、住民利用者代表、道路管理者、交通管理者、主催者が必要と判断する者 |
| 参加是非   | 応諾義務あり   |
| 協議結果   | 協議会参加者の尊重義務あり  |
| 事業実施   | 行える  |

資料：地域公共交通会議等運営マニュアル（平成28年3月 中部運輸局 愛知運輸支局）

## 地域公共交通網形成計画について

地域にとって望ましい公共交通ネットワークのすがたを明らかにする  
マスタープラン

⇒公共交通サービスの全体像・具体的なサービス水準を定める  
その実現に必要な事業・実施主体を整理